平成２８年（フ）第１４３６号
千葉県市川市原木３丁目11番13号　（島田ハイツⅡ　201号）
債務者　紺野　雅明
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2091番地３
債務者　保坂　武彦
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
山梨県甲府市屋形３丁目４番35号　コーポ泉屋形館２－Ｄ、前住所山梨県南アルプス市百々1681番地182
債務者　青沼　　徹
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
岐阜県瑞穂市本田2142番地５
債務者　高橋ベアトリス（ＭＥＤＩＮＡ　ＤＥ　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＢＥＡＴＲＩＺ　ＥＬＡＤＩＡ）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３９６号
岐阜市松原町45番地　（エクセルハイツＢ－102号）
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県姫路市飾磨区英賀乙14番地３　レオパレストゥジュール105号
債務者　中島　典子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県姫路市日出町３丁目24番地12　県営日出第二住宅904号
債務者　石田　田枝
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１９号
福岡県嘉麻市上山田456番地
債務者　沖　　裕和
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１９号
沖縄県糸満市字大里2018番地　県営高嶺団地２号棟203号
債務者　玉城　鶴江
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６号
北海道小樽市入船３丁目13番23号
債務者　美野本弘光
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１１号
北海道苫小牧市字勇払８番地　公住１－303号
債務者　竹中　節子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２号
青森県八戸市小中野１丁目１番27号　ロフティコートＫ103号室
債務者　長　　亜紀
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
仙台市青葉区中江１丁目10番10－403号
債務者　西條　志麻
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
秋田市牛島東７丁目11番28号
債務者　鎌田真喜子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５号
福島市春日町13番18号春日第２ハイツ303号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３６号
新潟市中央区南笹口１丁目８番22号和田ハイツ505号
債務者　佐藤伊勢治
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福島地方裁判所